八　厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書（同法第四十七条の二第二項、第四十七条の三第二項、第五十二条第五項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定に該当することにより同法による障害厚生年金を受ける権利を有しないとき、又は同法第五十八条第一項ただし書の規定に該当することにより同法による遺族厚生年金を受ける権利を有しないときは、その旨

第三十三条の六第一項第三号中「又は通勤」及び「ものであるときは、その」を削り、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　加入者又は加入者であつた者の死亡の原因が第三者の行為によつて生じたものであるときは、その旨

第三十三条の六第一項第二号の次に次の一号を加える。

三　加入者又は加入者であつた者の退職当時又は死亡当時の加入者番号、所属学校法人等の名称及び退職年月日

第三十三条の六第二項第一号中「履歴書（加入者である間に死亡した場合に限る。）」を「状況報告書」に改め、同項第七号を削り、同項第八号中「加入者又は加入者であつた者の子若しくは孫（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を除く。）又は六十歳未満である夫、父母若しくは祖父母に限る。）が」を「配偶者、父母及び祖父母を除く。）が厚生年金保険法施行令第三条の八に定める」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号中「前項第四号、第五号、第五号の三又は第六号」を「前項第七号、第九号又は第十号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

第三十三条の六第三項を次のように改める。

3　第一項第四号に関して、事業団はその事実について学校法人等の意見を求めることができる。

第三十三条の六に次の一項を加える。

4　第一項の請求書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による遺族厚生年金（当該職務遺族年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。）の裁定請求をするときは、第二項の規定により当該請求書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該遺族厚生年金の裁定請求書に添えたものについては、同項の規定にかかわらず、第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。

第三十三条の六を第二十八条とする。

第三十三条の七の見出し中「遺族共済年金」を「職務遺族年金」に改め、同条第一項中「遺族共済年金」を「職務遺族年金」に、「第七十四条第一項第三号」を「第七十五条の四第一項第三号」に改め、同項第一号中「及び住所」を「、住所及び基礎年金番号」に改め、同項第三号中「、その支給を行う者の名称」を削り、同条第二項中「第七十四条第三項」を「第七十五条の四第二項」に、「遺族共済年金」を「職務遺族年金」に改め、同項第一号中「及び住所」を「、住所及び基礎年金番号」に改め、同項第三号及び第四号中「第七十四条第一項」を「第七十五条の四第一項」に改め、同条を第二十八条の二とする。

第三十三条の八の見出し中「遺族共済年金」を「職務遺族年金」に改め、同条第一項中「遺族共済年金」を「職務遺族年金」に改め、同項第一号中「及び住所」を「、住所及び基礎年金番号」に改め、同条第二項中「遺族共済年金」を「職務遺族年金」に改め、同項第一号中「及び住所」を「、住所及び基礎年金番号」に改め、同条第三項を削り、同条を第二十八条の三とする。

第三十三条の八の二の見出し中「遺族共済年金」を「職務遺族年金」に改め、同条第一項中「第七十四条の二第一項」を「第七十五条の五第一項」に、「する遺族共済年金」を「する職務遺族年金」に、「申出書に当該申出に係る年金の年金証書を添えて、」を「申出書を」に改め、同項第一号中「及び住所」を「、住所及び基礎年金番号」に改め、同項第二号中「遺族共済年金」を「職務遺族年金」に改め、同項第三号中「遺族共済年金」を「職務遺族年金」に改め、同条第二項を削り、同条を第二十八条の四とする。

第三十三条の八の三の見出し中「遺族共済年金」を「職務遺族年金」に改め、同条第一項中「第七十四条の二第三項」を「第七十五条の五第二項」に、「遺族共済年金」を「職務遺族年金」に、「申出書に当該申出に係る年金の年金証書を添えて、」を「申出書を」に改め、同項第一号中「及び住所」を「、住所及び基礎年金番号」に改め、同項第三号中「第七十四条の二第一項」を「第七十五条の五第一項」に改め、同条を第二十八条の五とする。

第三十三条の九の見出しを「（所在不明による支給停止の申請）」に改め、同条第一項中「遺族共済年金」を「職務遺族年金」に改め、「若しくは次順位者又は法第二十五条において準用する組合法第九十三条の二の規定により遺族共済年金を受ける権利を失つた者があるときにおいてその転給を請求しようとする同順位者又は次順位者」を削り、同項第一号中「及び住所」を「、住所及び基礎年金番号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　所在不明者である受給権者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

第三十三条の九第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同条第二項第一号中「又は第九十三条の二第一項各号のいずれか若しくは同条第二項第二号」を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第三項を削り、同条を第二十八条の六とする。

第三十三条の十の見出し及び同条第一項中「遺族共済年金」を「職務遺族年金」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項の届書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による遺族厚生年金（当該職務遺族年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。）について厚生年金保険法施行規則第六十二条に規定する届出を行うときは、第二項の規定により当該届書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該遺族厚生年金に係る届書に添えたものについては、同項の規定にかかわらず、第一項の届書に併せて提出することを要しないものとする。

第三十三条の十を第二十八条の七とし、同条の次に次の二条を加える。

（二級以上の障害の状態にある子等である職務遺族年金の受給権者等の届出）

第二十八条の八　職務遺族年金の受給権者であつて、その障害の程度についての診査が必要であると事業団が認めたものは、指定日までに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。ただし、当該職務遺族年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　職務遺族年金の年金証書の記号番号

三　その他必要な事項

2　前項の届書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

一　その障害の状態に関する指定日前一月以内に作成された医師又は歯科医師の診断書

二　その他必要な書類

3　事業団は、前二項の書類が提出されるまで、指定日の属する月の翌月以後に支払うべき職務遺族年金の支払を差し止めることができる。

4　第一項の届書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による遺族厚生年金（当該職務遺族年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。）について厚生年金保険法施行規則第六十八条の三に規定する届出をするときは、第二項の規定により当該届書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該遺族厚生年金に係る届書に添えたものについては、同項の規定にかかわらず、第一項の届書に併せて提出することを要しないものとする。